

日病薬発第21-318号

平成22年3月17日

各 位

社団法人 日本病院薬剤師会
会 長 堀 内 龍 也

専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査に係る取扱いについて（Q & A）

平素より、薬剤師業務向上のためにご奮闘されていることに敬意を表します。

さて、当会が実施する専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査は、当会が定めている認定申請資格に基づき実施しておりますが、細部にわたる留意事項が規定されていないため、これまでは部門ごとにQ & Aを策定し周知していたところ
です。

この度、当会が実施する専門薬剤師・認定薬剤師の全部門に共通するQ & A
を策定いたしましたので、これから認定申請を予定されている方は参考にして
下さい。

なお、本専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査に係る取扱いについて（Q & A）
の施行日は、平成22年4月1日からといたします。

〔1〕「論文」の取扱いについて

【認定申請要件】

複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に〇〇領域に関する学術論文が2編以上あり、うち少なくとも1編は筆頭著者であること。

< 質問1 >

1編の論文について、認定申請に使用できる回数などの制限について教えてください。

【回答】

1編の論文を、新たに専門薬剤師の認定を取得するための申請に3回、さらに既に専門薬剤師の認定を受けている方が更新をする場合は申請に1回使用することができます。ただし、次の使用制限がありますのでご注意ください。

① 専門薬剤師の認定を取得するための申請の場合

1編の論文を、筆頭著者から第5執筆者のうち3名の方が申請に使用することができます。

② 既に専門薬剤師の認定を受けている方が更新をするための申請

1編の論文を、更新申請に1名の方が使用することができます。ただし、執筆者の順に制限はありません。(1名の方が更新申請に使用した場合、他の共同執筆者が更新申請に使用することはできません)。

なお、専門薬剤師の認定を取得する際に使用した論文を、更新申請時に再使用することは認められません。

※ 更新申請時には、ご自身の論文リストを提出していただきます。

< 質問 2 >

申請に使用する論文に有効期限はあるのでしょうか。

【 回答 】

専門薬剤師の認定を取得するための申請に使用する場合には、学術雑誌等に掲載された年より10年以内のものでなければなりません。

また、既に専門薬剤師の認定を受けている方が更新申請をする場合には、学術雑誌等に掲載された年より5年以内のものでなければなりません。

(参考事例)

例 1 : 2010年度の専門薬剤師認定に申請をする場合
2000年1月以降に学術雑誌等に掲載されたもの

例 2 : 2010年度の専門薬剤師認定の更新申請をする場合
2005年1月以降に学術雑誌等に掲載されたもの

< 質問 3 >

論文の内容が広範囲の専門領域にまたがっている場合、異なる領域の認定申請に各々使用することが可能でしょうか。

【 回答 】

1人の申請者は、複数の領域で使用することはできません。1編の論文を、1つの領域(単一領域)での申請の使用に限ります。なお、他の共同執筆者が、先の申請に使用された領域とは異なる領域の申請に使用することは可能です。

論文の内容については、各領域の認定審査において、その領域の専門薬剤師の論文として妥当か否かを個々に判断いたします。そのため、認定申請要件に適合していても、全てが有効であるとは限りません。

また、論文の内容に係る認定審査上の判定基準等については、定量

的な判定基準を示すことができませんので、予めご了承下さい。

< 質問 4 >

複数査読制のある国際的あるいは全国的な学術雑誌に掲載された論文であれば、論文の内容の如何に拘らず有効なのでしょうか。

【 回答 】

論文の内容については、各領域の認定審査において、その領域の専門薬剤師の論文として妥当か否かを個々に判断いたします。そのため、認定申請要件に適合していても、全てが有効であるとは限りません。

また、論文の内容に係る認定審査上の判定基準等については、定量的な判定基準を示すことができませんので、予めご了承下さい。

〔 2 〕 「学会発表」に係る取扱いについて

【認定申請要件】

関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において〇〇領域に関する学会発表が3回以上あり、うち少なくとも1回は発表者であること。

< 質問 5 >

1回の発表について、認定申請に使用できる回数などの制限について教えてください。

【 回答 】

1回の発表を、新たに専門薬剤師の認定を取得するための申請に3回、さらに既に専門薬剤師の認定を受けている方が更新をする場合は申請に1回使用することができます。ただし、次の使用制限がありますのでご注意ください。

- ① 専門薬剤師の認定を取得するための申請の場合
1回の発表を、発表者から第5共同発表者のうち3名の方が申請に使用することができます。
- ② 既に専門薬剤師の認定を受けている方が更新をするための申請
1回の発表を、更新申請に1名の方が使用することができます。
ただし、発表者の順に制限はありません。(1名の方が更新申請に使用した場合、他の共同発表者が更新申請に使用することはできません)。
なお、専門薬剤師の認定を取得する際に使用した発表を、更新申請時に再使用することは認められません。
※ 更新申請時には、ご自身の学会発表リストを提出していただきます。

< 質問6 >

申請に使用する発表に有効期限はあるのでしょうか。

【 回答 】

専門薬剤師の認定を取得するための申請に使用する場合には、発表年より10年以内のものでなければなりません。

また、既に専門薬剤師の認定を受けている方が更新をするための申請の場合には、発表した年より5年以内のものでなければなりません。

(参考事例)

例1： 2010年度の専門薬剤師認定に申請をする場合
2000年1月以降に発表したもの

例2： 2010年度の専門薬剤師認定の更新申請をする場合
2005年1月以降に発表したもの

< 質問 7 >

広範囲の専門領域にまたがっている発表の場合、異なる領域の認定申請に各々使用することが可能でしょうか。

【 回答 】

1人の申請者は、複数の領域で使用することはできません。1回の発表については、1つの領域（単一領域）での申請の使用に限ります。なお、他の共同発表者が、先の申請に使用された領域とは異なる領域の申請に使用することは可能です。

〔 3 〕 「認定試験」に係る取扱いについて

【認定申請要件】

日本病院薬剤師会が行う〇〇専門薬剤師認定試験に合格していること。

< 質問 8 >

認定試験に合格した場合の有効期限は、どの程度の期間あるのでしょうか。

【 回答 】

認定試験の合格の有効性は、認定試験と同一年度及び次年度の2回の認定申請に有効です。その他の特例措置はありません。

〔 4 〕 「実務研修」に係る取扱いについて

【認定申請要件】

(参考事例：がん薬物療法認定薬剤師の場合)

日本病院薬剤師会が認定する研修施設（以下「研修施設」という。）

において病棟業務（薬剤管理指導業務）、抗がん薬注射剤混合調製、薬物血中濃度モニタリング、緩和ケア等の実技研修を3ヶ月以上履修していること。

< 質問 9 >

実務研修に有効期限はあるのでしょうか。

【 回答 】

がん、妊婦・授乳婦、H I V感染症の各領域の実務研修については、研修修了年度より5年間有効です。

（参考事例）

2008年9月から12月までの3ヶ月間、がん専門薬剤師実務研修を履修した方は、2013年度のがん薬物療法認定薬剤師の認定申請まで有効となります。（5回の認定申請に有効です。）

〔5〕「講習会の受講」に係る取扱いについて

【認定申請要件】

日本病院薬剤師会が認定する〇〇領域の講習会、及び別に定める学会が主催する〇〇領域の講習会などを所定の単位（〇〇時間、〇単位）以上履修していること。

< 質問 10 >

講習会の受講単位（時間）に、有効期限はあるのでしょうか。

【 回答 】

講習会の受講年度より5年間有効です。なお、各種申請の際は、受講した講習会の受講証明及びプログラムを必ず提出してください。

（参考事例）

2008年12月に講習会を受講した場合、2013年度の認定薬剤師の認定申請まで有効となります。（5回の認定申請に有効です。）